さくらの杜プロジェクト陸前高田協議会　会則

（名称）

第１条　本協議会は、「さくらの杜プロジェクト陸前高田協議会」と称する。

（趣旨）

第２条　この会則は、さくらの杜プロジェクト陸前高田協議会（以下「協議会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第３条　協議会は、次の事項について検討・決定を行う。

（１）岩手県陸前高田市における桜を利活用した観光・まちづくりの推進に関すること

（２）その他必要な事項

（構成員）

第４条　協議会の構成員は以下の３種で構成する。

（１）会員

市内に事業所等を有する、または市内で事業を行う法人や団体の有志で構成する。なお協会議発起団体は別表に掲げる

（２）賛助会員

協議会の目的に賛同する個人で構成する

（３）オブザーバー

会長が必要と認める地方自治体・法人・個人で構成する

（会費）

第５条　会員、賛助会員及びオブザーバーは会費を無料とする。

（入会）

第６条　この協議会に入会しようとするものは、入会届を提出して申請するものとし、直近で開催される協議会にて認めるものとする。

入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって申請者にその旨を通知しなければならない。

（退会）

第７条　構成員は、会長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（会長及び副会長）

第８条　協議会には会長団体１及び副会長団体１を置く。

（１）会長は、協議会を代表し、会務を総括する

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のあるとき、その職責を代理する

（選任等）

第９条　会長及び副会長は、協議会総会にて選任するものとし、任期はそれぞれ１年間とし、再任

は妨げない。

（運営会議）

第１０条　協議会は、会長の指示により事務局が招集する。

（１）協議会は会員の過半数の出席をもって成立する

（２）会長が必要と判断した場合、構成員以外のものを会議に参加させることができる

（総会）

第１１条　総会は通常総会及び臨時総会の２種とする。

（１）総会は会員の過半数の出席をもって成立する

（２）総会は議決権の有無に関わらず賛助会員・オブサーバーも会議に参加することができる

（総会の権能）

第１２条　総会は、次の事項について議決する。

(1)　会則の変更

(2)　解散

(3)　合併

(5)　協議会の事業計画と予算並びにその変更に関する事項

(6)　協議会の事業報告及び活動決算に関する事項

(7)　協議会の会員及び会長・副会長の選任等に関する事項

(8)　事務局の組織等に関する事項

(9)　その他この協議会の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第１３条　通常総会は、毎年１回開催する。臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2)　協議会会員の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（総会の議決権等）

第１４条　総会の議決権は、会員のみが持ち平等なるものとする。やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として議決を委任することが出来、総会に出席したものとみなす。なお、総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（事務局）

第１５条　協議会は事業主体としての事務局を設置することができる。また事務局は会長が必要と判断した庶務を委託することができる。

（予算）

第１６条　協議会の運営に係る費用については事務局法人にて捻出するほか、必要に応じて会員で協議のうえ決定する。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附則

本会則は、2023 年 10 月 31 日から施行する。

本協議会の設立当初の事業年度は、成立の日から 2024 年 3 月 31 日までとする。

この会則は、協議会の目的達成をもって廃止する。

（会則改定日）

2024 年 2 月 13 日（協議会の名称）

（別表）

さくらの杜プロジェクト陸前高田協議会　発起団体

以下 15 団体により設立する。

団体名
一般社団法人陸前高田市観光物産協会
陸前高田商工会
陸前高田地域振興株式会社
陸前高田企画株式会社
陸前高田ほんまる株式会社
一般社団法人マルゴト陸前高田
陸前高田しみんエネルギー株式会社
ワタミオーガニックランド株式会社
ゴールデンピーカン株式会社
株式会社高田松原
株式会社醸
株式会社八木澤商店
株式会社かわむら
芳樹園
特定非営利活動法人桜ライン 311